

救命いかだ等の搭載義務化

対象船舶

➤ 以下の①又は②に該当する船舶のうち、**一定の水温を下回る水域・海域を航行する船舶**が義務化の対象。

- ① 旅客定員13人以上の船舶
- ② 旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)

航行する水域の最低水温	対象船舶※1
10℃未満	すべての船舶（河川、港内、一部の湖を航行するものを除く※2）
10℃以上15℃未満	平水区域を超えて航行する船舶
15℃以上20℃未満	平水区域を超えて航行する船舶（船内に浸水しない構造を有するものまたは母港から5海里以内のみを航行するものを除く）

※1 船舶検査証書の航行区域で判断

※2 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖が対象であり、それ以外の湖を航行する船舶は非対象

➤ 上記に該当する船舶は、以下のいずれかを義務化。

救命いかだ等の搭載

乗移時の落水危険性を軽減させた改良型「救命いかだ」又は「内部収容型救命浮器」を搭載



(注)水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合にはスライダーを併せて搭載

救命いかだ等の搭載を要しない方法の実施

- 方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行
- 方法② 伴走船と航行（旅客を搭載した営業船（救助定員は確保）での相互伴走も可）
- 方法③ 救助船を配備（水温10℃未満の時期：5分以内、10℃以上15℃未満の時期：10分以内、15℃以上20℃未満の時期：30分以内に現場に到着）
- 方法④ 船内に浸水しない構造（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）
- 方法⑤ 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）

方法②及び方法③における特例

船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時に搭載できる人数を予め決定することも可。

適用日

①旅客定員13人以上の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和7年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
- ・遊漁船業にのみ供する船舶：令和8年10月1日以降最初の定期検査までに搭載（予定）
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶：令和7年4月1日以降最初の定期検査までに搭載

②旅客定員12人以下の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和8年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
- ・遊漁船業にのみ供する船舶：令和8年10月1日以降最初の定期検査までに搭載（予定）